

笑腹フェスタ講演会

とき 6月23日(日)13:00~15:00
 ところ 庄原市ふれあいセンター
 演題 ワークライフバランス
 ~これからの時代の男性の生き方~
 講師 小崎恭弘さん
 (神戸常盤大学短期大学部准教授
 /NPOファザーリングジャパン副代表理事)

元保育士でNHK「すくすく子育て」や育児誌「ひよこクラブ」で活躍中の小崎パパが、ワークライフバランスが求められる背景や、これからの男性の働き方・生き方から見るワークライフバランスの意味などを語ります。

※託児があります。(6月17日までに申し込んでください)



■その他のイベント

毎年大人気のダンボール迷路や、おもちゃの交換会「かえっこバザール」、竹鉄砲や木のこまを作って遊ぶ「あそびのおもちゃ作り」、「寄せ植え教室」「こどもと一緒にストレッチ教室」など、子どもと一緒に楽しめる企画が盛りだくさん。おいしいものや特産品などが並ぶ「笑腹市」もあります。

■家族で作るキャラ弁教室

ワークライフバランスとの深い関わりのある近年の食卓(食育)を考えながら、子どもが喜ぶお弁当を家族で楽しく作ろう。

とき 6月23日(日)10:00~13:00
 ところ 庄原市保健センター
 講師 北佳弘さん
 (広島市男女共同参画審議会委員
 /PaPaLife 研究所代表)

※先着8家族(事前申し込みが必要です)

毎年6月23日~29日は『男女共同参画週間』です。

“市民の皆さんが心(お腹)の底から笑顔になれるような、そんな社会になるように”という願いを込めて開催している「笑腹フェスタ」。今年で5回目の開催となります。

この機会に「男女共同参画」を身近なこととして楽しく考えてみましょう。

女性児童課女性子ども支援係
 ☎0824-73-0051

6月23日(日) 10:00~15:00
 ところ 庄原市ふれあいセンター
 庄原市保健福祉センター

開催

男女に捉われず一緒に働くことで責任を分かち合うこと

「人口減少」「少子高齢化」が大きな課題となつていきます。庄原市の人口のうち、20~59歳は平成17年3月末時点で1万8432人でしたが、6年後の平成23年3月末では16%にあたる約3千人も減少しています。

この世代は、子育てや介護、地域活動を行いながら就労している世代です。つまり、どんどん人口が減るだけでなく担い手が少なくなっているのです。だからこそ「男の役割」「女の役割」と決め付けず、役割も責任も分かち合いながら、一緒に働くことで仕事や地域活動、子育てや介護などに携わることが重要です。

■パネル展

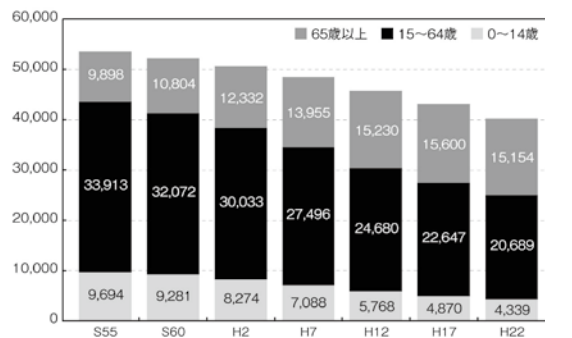
市内で活躍するボランティア連絡協議会をはじめ、子育てサークル、エコ燃料などのグループの活動紹介や、市内のくるみ認定企業の取り組みをパネルで紹介します。



※くるみマークとは、社員の子育て支援に積極的に取り組み、一定の基準を満たした企業に贈られる厚生労働省認定のマークです。

庄原市の人口推移

高齢者人口の割合が増えつつ、生産年齢人口・子ども人口の割合が減り続けている



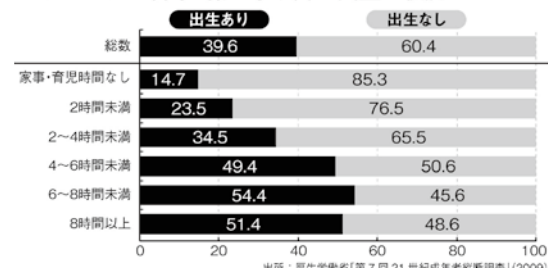
わたしらしく輝く明日のために互いに尊重し合う参画社会の形成

市は、平成19年に策定した「庄原市男女共同参画プラン」の中で「わたしらしく輝く明日のために互いに尊重し合う参画社会の形成」を基本理念に掲げて取り組んでいます。

具体的には、誰もが男女共同参画を身近に感じ、身の回りのジェンダー(※)に気づき、かけつくりとして、毎年男女共同参画週間に行う「笑腹フェスタ」をはじめ、事業所を対象とした「両立支援セミナー」、市民の意識・実態を調査した結果の報告や、身近な課題をテーマに「地域巡回パネル展」も行っています。
 ※ジェンダー：社会的・文化的に作られた「女らしさ、男らしさ」のこと

イクメンが少子化を救う？

子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの6年間の第2子以降の出生率



平成21年に厚生労働省が行った調査から、夫が家事や育児に協力的な家庭ほど第2子以降の出生率が高くなることがわかっています。

お互いを認め合い感謝すること
 これまで「仕事と家庭の両立」については女性のための取り組みと考えられがちでしたが、2013笑腹フェスタでは、男性の働き方の見直しと女性の活躍促進という視点に立った「ワークライフバランス」について考えてみたいと思います。
 仕事も家庭も元気がいっぱい笑顔満開になるためには、「お互いを思いやり、寄り添い、分かち合う時間」が大切です。そうしたことから、相手を認め、「ありがとう」という感謝の言葉を伝えることを今回のテーマにしました。
 ♪ありがとうは魔法の言葉♪
 ♪わくわくワーク楽々ライフ♪
 ぜひ皆さんご来場ください。

現況届の提出を忘れずにー児童手当ー

児童手当は、児童を養育している方の生活を支援し、次世代の社会を担う児童の健全育成を目的に支給されます。受給には、毎年現況届の提出が必要です。現在、児童手当を受けている方

は、5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要事項を記入の上、6月中に提出してください。この届けがない場合は、6月分以降、届が提出されるまで手当は支給されません。ご注意ください。

■制度内容

1. 支給対象
 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の間にある児童を養育している方。
2. 支給期間
 原則として申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。
3. 支給月額
 3歳未満 15,000円(一律)
 3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降 15,000円)
 中学生 10,000円(一律)

ただし、児童を養育している方の所得が限度額以上の場合、特例給付として児童1人当たり月額一律5,000円を支給(所得制限は表を参照)
 ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得額の制限(平成24年6月分の手当から適用)

単位:万円

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

4. 支給時期
 原則、毎年2月・6月・10月に、前4カ月分をまとめて支給します。

※公務員の方は、職場での手続が必要です。
 【申請先・問い合わせ先】
 女性児童課児童福祉係
 ☎0824-73-1192
 または各支所市民生活室(西城支所はしあわせ館内)